

大学入学共通テストの受験を目的とする外国人入学志願者の新規入国について

令和3年11月24日
独立行政法人大学入試センター

大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国については、今般の政府による外国人の新規入国制限の見直しに伴い、11月18日に文部科学省から通知が出されました。(下記1)

この通知において、海外に在住している外国人で日本の大学への入学を志願する者は、志願する大学が日本国内での受験を求める場合、当該大学が受入責任者として必要な手続きを経た上で、新規に入国することが認められることとなりました。

については、令和4年度大学入学共通テストの志願者で、今回の措置による新規入国の手続きが必要となる者は、受入責任者となる大学を指定する必要がありますので、11月26日(金)までに大学入試センターに連絡してください。(下記2)

1. 文部科学省通知

- 「大学入試の受験を目的とする外国人入学志願者の入国について(依頼)」
https://www.mext.go.jp/content/20211118-mxt_daigakuc02-000005144_1.pdf

2. 問合せ先

The National Center for University Entrance Examinations
2-19-23 Komaba, Meguro-ku, Tokyo, 153-8501 Japan

大学入試センター事業部事業第1課

電話 +81-(0)3-3465-8600

(9:30~17:00 土・日曜、祝日、12月29日~1月3日は除く。)

現在は[こちら](#)のフォームでも受け付けております。